

令和5年度
埼玉県保育士就職準備金貸付の手引き
勤務時間が週20時間以上の方向け

令和5年7月

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会

目 次

1	事業の概要	1
2	申請	2
3	貸付	3
4	返還	4
5	返還猶予・返還免除	5
6	届出義務・提出書類	6
7	様式一覧	7
8	問い合わせ先	8
	保育所等定義一覧	9

1 事業の概要

(1) 事業の目的

この事業は、保育所へ就職する潜在保育士（保育士として勤務していない保育士資格保有者）に就職準備金の貸付を行うことにより、保育人材を確保することを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という）が行います。

(3) 貸付対象者

次の①～③のすべてを満たす方

- ①保育所、幼保連携型認定こども園もしくは家庭的保育事業等を離職した方、又は勤務経験がない方
- ②県内の保育所等※（さいたま市を除く）に令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に新たに勤務する保育士の方
- ③週20時間以上、保育士として勤務する方

※ただし、下記に該当する場合は貸付の対象外です。

- ・保育士修学資金貸付における「就職準備金」を受けた方。
- ・新卒保育士の方。

※「保育所等」は、9ページの「保育所等定義一覧」を参照してください。なお、施設種別等が不明な場合は、当該施設又は市町村保育担当課にご確認ください。

(4) 貸付額

貸付額は40万円以内（千円未満切り捨て）とします。なお、貸付回数は他の都道府県での貸付も含めて一人当たり一回限りとします。

なお、就職する際に必要となる費用については、以下のとおりとします。

- ア 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- イ 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- ウ 保育所等で使用する被服費
- エ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- オ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- カ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- キ 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- ク その他、就職準備金として県が認める経費

(5) 貸付人数

180名 ※先着順

(6) 利子

利子は無利子です。

(7) 連帯保証人

貸付には連帯保証人が必要です。

- ①連帯保証人は貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- ②連帯保証人は借受者と連帯して債務負担するものとし、その保証債務は延滞利子を包含するものとしします。
- ③借受希望者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人でなければなりません。なお、連帯保証人となる法定代理人に返済能力がない場合は、新たに返済能力のある連帯保証人を立てていただきます。

(8) 留意事項

この資金貸付は、潜在保育士の保育士復帰を支援することを目的とした同種の貸付や補助金との併用はできません。

貸付金を定められた用途以外に使用された場合は、貸付契約を解除し、貸付金は返金していただきます。

2 申請

(1) 申請書類

申請には、以下の書類が必要です。

	申請書類	備考
①	埼玉県保育士就職準備金貸付申請書（様式第1号）	
②	誓約書（様式第2号）	
③	同意書（様式第3号）	
④	申請者の住民票（世帯全員）	3か月以内に取得したもの （本籍記載あり、マイナンバー記載なしのもの）
⑤	連帯保証人の住民票	※申請者と連帯保証人の両者が記載されている場合、住民票は1部で構いません
⑥	保育士証（写）	
⑦	就職証明書（様式第4号）	勤務先が証明するもの
⑧	連帯保証人の課税証明書	最新年度かつ収入額の記載があるもの

※ 個別の状況に応じ、上記以外の書類が必要となる場合があります。

※ 申請書類の作成にあたって、消せるボールペンや修正液（テープ）の使用はできません。訂正がある場合は、訂正箇所を二重線で消し、その後訂正印を押印してください。

(2) 申請方法・窓口

貸付申請は、勤務する保育所等が所在する市町村保育担当課に提出してください。

※申請書類は、市町村保育担当課が取りまとめて、県社協に提出します。

(3) 申請締切

市町村保育担当課が申請窓口のため、令和6年3月29日（金）（必着）

※ただし、定員になり次第締め切ります。

3 貸付

(1) 貸付決定

申請書類の提出があったときは、審査の上、貸付の可否を決定します。結果については、貸付決定又は不承認の旨を借入申込者に通知します。

また、貸付決定通知を受けた借受希望者は、印紙税法に定める額の収入印紙を添付した借用証書（様式第5号）、印鑑登録証明書（借受希望者及び連帯保証人の分・発行から3ヶ月以内のもの）、振込口座申請書（様式第6号）、返還猶予申請書（様式第10号）をご提出いただきます。

(2) 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付契約に基づき交付することとし、貸付契約が締結（借用証書（様式第5号）等を県社協が受理）されたものについて、原則として翌月までに指定口座に一括で送金します。

(3) 貸付契約の解除

貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 保育所等を退職し、県内の保育所等において保育士業務に従事しなくなったとき
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- ⑤ 貸付を受けることを辞退したとき
- ⑥ その他本貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(4) 資金交付までの主な流れ（貸付要件を全て満たす場合）

-
- ```
graph TD; A[①借受希望者から市町村の担当課に申請書類を提出] --> B[②市町村担当課は、申請書類をとりまとめ、県社協に提出]; B --> C[③県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査]; C --> D[④県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付]; D --> E[⑤貸付が決定した借受希望者は、借用証書(様式第5号)等を県社協に提出]; E --> F[⑥県社協は、提出書類を確認後、資金を交付(指定口座に送金)];
```
- ①借受希望者から市町村の担当課に申請書類を提出
  - ↓
  - ②市町村担当課は、申請書類をとりまとめ、県社協に提出
  - ↓
  - ③県社協は、申請書類をもとに貸付の可否を審査
  - ↓
  - ④県社協から借受希望者へ貸付決定・不承認通知書を交付
  - ↓
  - ⑤貸付が決定した借受希望者は、借用証書(様式第5号)等を県社協に提出
  - ↓
  - ⑥県社協は、提出書類を確認後、資金を交付（指定口座に送金）

## 4 返還

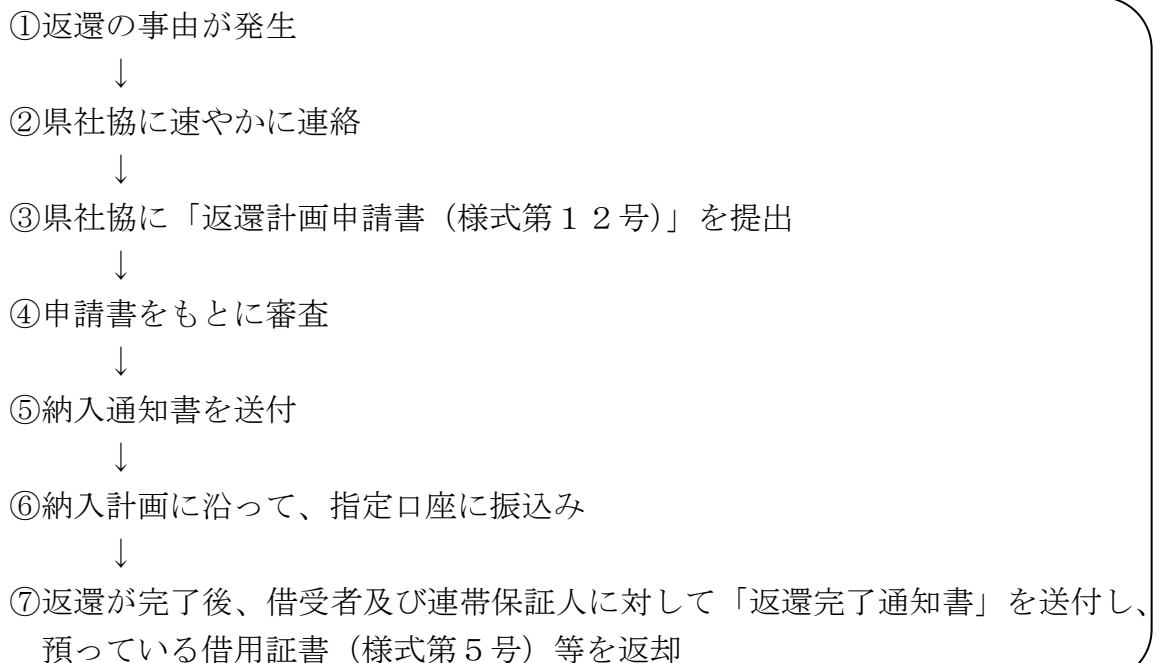
### (1) 返還の内容

- ① 次のいずれかに該当する場合は、返還しなければなりません。  
(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)
  - ア 貸付契約が解除されたとき
  - イ 県内（さいたま市を除く）において保育所等で保育士業務に従事しなかったとき
  - ウ 県内（さいたま市を除く）において保育所等で保育士業務に従事する意思がなくなったとき
  - エ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- ② 返還開始は、返還事由が生じた日の属する月の翌月からです。
- ③ 返還期間は、2ヶ月間です。
- ④ 返還方法は、一括とします。

#### ※返還事由の発生から返還期間の例

- ・ 返還事由の発生 4月15日
- ・ 返還期間 5月～6月の2ヶ月の期間内に一括返還  
上記期間内に返還できない場合、延滞利子が発生します。

### (2) 返還の流れ



### (3) 延滞利子

正当な理由なく、貸付金を返還しなければならない日（返還期間）までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

※「正当な理由」とは、以下のいずれかに該当する場合です。

- ①生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であるとき
- ②貸付対象者及びその者と生計を一にする者で世帯の生計を維持するために主たる収入を得る者（以下「世帯主」という。）が、地方税法の規定による市町村の非課税者であるとき
- ③貸付対象者及び世帯主が、災害、疾病、失業、失職、廃業等により資金困難に陥り、返還金を支払うのが困難であると認められるとき
- ④納付期限までに返還金を支払うことが出来なかった原因が、貸付対象者自身の責めに帰さないと認められるとき
- ⑤その他、都道府県知事等が正当な理由として認めるとき

## 5 返還猶予・返還免除

### (1) 返還の猶予

次に掲げる事由が継続している期間は、貸付金の返還債務を猶予できるものとします。

- ①県内（さいたま市を除く）の保育所等において、週20時間以上保育士業務に従事しているとき（返還猶予事由に掲げる事由が継続している期間）
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

※「②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合」は、引き続き当該業務に従事しているものとみなしますが、当該業務従事期間には算入しません。また、「その他やむを得ない事由」とは以下のア～キの場合です。

（猶予期間はそれぞれ定められ、いずれの場合も猶予期間については、保育業務等に従事したとはみなされません。）

- ア 指定施設に在職中に、出産休暇・育児休業を取得する場合（子が1歳に達する月まで。なお、育休法第5条第3項で定める者は、子が1歳6か月に達する月まで。）
- イ 育休法に規定する介護休業を取得する場合（ただし、連続1月以上の取得に限る）
- ウ 疾病・負傷等のため療養する必要があるため、指定施設等在職中の病気休職等の取得する場合該当し、かつ勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- エ 指定施設等において保育士業務等以外の職種に採用された場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合
- オ 指定施設等を退職し別の指定施設等への再就職を希望する場合であって、保育士業務等に従事する意思があると認める場合
- カ 人事異動により、指定施設等での保育士業務等に従事できなくなったとき
- キ その他該当する場合

### (2) 返還の免除

次のいずれかに該当するに至ったときは、貸付金の返還の債務を免除するものとします。

- ①県内（さいたま市を除く）の保育所等において、2年間引き続き、週20時間以上保育士業務に従事したとき

※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間としては算入しないものとする。

※従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず、県外（さいたま市を含む）において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

②保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

### (3) 留意事項

返還猶予・返還免除を希望される場合は、所定の様式を県社協に提出してください。県社協は、返還猶予・返還免除の申請があった場合は、審査の上、可否を決定します。結果については、借受者へ通知します。

ただし、偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付を受け、貸付契約が解除された場合は返還猶予・返還免除にはなりません。

## 6 届出義務・提出書類

次のいずれかの事項に該当したときは、借受者（借受者が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を届け出なければなりません。

当資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。

これらの届出は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出がない場合、返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。

なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

### (1) 貸付決定後、送金前に貸付解除をおこなうとき

| 提出書類名       | 様式番号 | 備考 |
|-------------|------|----|
| 貸付休止・再開・辞退届 | 第8号  |    |

### (2) 貸付後、返還する場合

| 提出書類名   | 様式番号 | 備考 |
|---------|------|----|
| 返還計画申請書 | 第12号 |    |

### (3) 猶予申請後1年が経過し、さらに猶予を希望する場合、貸付を受けた者が引き続き返還免除対象業務に従事しているとき

| 提出書類名 | 様式番号 | 備考 |
|-------|------|----|
| 業務従事届 | 第9号  |    |



(4) 貸付を受けた者が2年間返還免除対象業務に従事したとき

※全額返還債務免除される場合

| 提出書類名   | 様式番号 | 備考 |
|---------|------|----|
| 業務従事届   | 第9号  |    |
| 返還免除申請書 | 第11号 |    |

(5) 返還免除対象業務に従事しなくなったとき

| 提出書類名   | 様式番号 | 備考                        |
|---------|------|---------------------------|
| 業務従事届   | 第9号  |                           |
| 返還計画申請書 | 第12号 | 返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること |

(6) 貸付を受けた者及び連帯保証人の氏名・住所等を変更した時

| 提出書類名 | 様式番号 | 備考        |
|-------|------|-----------|
| 異動届   | 第7号  |           |
| 戸籍抄本  | —    | 氏名変更の場合のみ |
| 住民票   | —    | 住所変更の場合のみ |

(7) 貸付を受けた者が死亡した時

| 提出書類名       | 様式番号 | 備考          |
|-------------|------|-------------|
| 異動届         | 第7号  |             |
| 返還免除申請書     | 第11号 | 業務中の事由による場合 |
| 返還計画申請書     | 第12号 | 業務外の事由による場合 |
| 死亡診断書又は戸籍抄本 | —    |             |

## 7 様式一覧

埼玉県保育士就職準備金貸付にかかる様式は、ホームページからダウンロードできます。

[https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan\\_6.html](https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/hoikuloan_6.html)



| 名称               | 様式番号  |
|------------------|-------|
| 埼玉県保育士就職準備金貸付申請書 | 様式第1号 |
| 誓約書              | 様式第2号 |
| 同意書              | 様式第3号 |
| 就職証明書            | 様式第4号 |
| 借用証書             | 様式第5号 |
| 振込口座申請書          | 様式第6号 |

|             |        |
|-------------|--------|
| 異動届         | 様式第7号  |
| 貸付休止・再開・辞退届 | 様式第8号  |
| 業務従事届       | 様式第9号  |
| 返還猶予申請書     | 様式第10号 |
| 返還免除申請書     | 様式第11号 |
| 返還計画申請書     | 様式第12号 |
| 求職活動期間等申告書  | 様式第13号 |

## 8 問い合わせ先

この事業については、以下にお問い合わせください。

### 【申請方法・手続きに関すること】

○社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター  
 (電話) 048-824-3370

### 【制度趣旨に関すること】

○埼玉県 福祉部少子政策課 施設運営・人材確保担当  
 (電話) 048-830-3349